

平成25年度 津市幼稚園教諭採用試験

(平成26年度採用予定)

～仕事に誇りを持ち、市民の笑顔に喜びを感じる人材を求めています!!～



受 験 案 内

募集職種

幼稚園教諭

受付期間 平成25年8月19日(月)～平成25年8月30日(金)

試験日 第1次試験 平成25年10月6日(日)

試験場所 津市本庁舎

津市教育委員会事務局教育総務課(本庁舎7階)

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3292

ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>

1 採用予定人数及び受験資格

職 種	採定 用人 予数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
幼 稚 園 教 諭	数 人	幼稚園教諭普通免許状と保育士資格の両方を有する人又は平成26年3月までに有する見込みの人	○ 昭和57年4月2日以降出生の人 ○ 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人で通勤可能な人

2 職務内容

幼稚園における幼児教育業務等又は児童福祉施設（保育所等）における児童の保育業務等

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、平成25年8月19日（月）から平成25年8月30日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市幼稚園教諭採用試験申込書（受験票付き）----- 1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます（必ず両面印刷にして、提出してください。両面印刷でない場合は受理できません。）。

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒----- 2通（持参による申込みの場合は1通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知（持参した場合は、第1次試験に係る可否の通知）を送付しますので、80円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市幼稚園教諭採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、平成25年8月30日（金）午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎7階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、平成25年8月30日（金）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課（津市本庁舎7階）

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、

書類を返却（郵送による場合は、返信用封筒により返送）し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で平成25年9月9日（月）までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

教養試験及び専門試験

(2) 試験の内容

試験科目	試験の内容
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験
専門試験	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式による筆記試験

※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

(3) 試験日

平成25年10月6日（日）

(4) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(5) 結果発表

平成25年10月18日（金）（予定）に受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、後日津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

実技試験（課題実技）及び職場適応性検査

(2) 試験日

平成25年11月3日(日) (予定)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(4) 結果発表

平成25年11月初旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、後日津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験(個人面接)

(2) 試験日

平成25年11月中旬から下旬

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

(4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業(見込)証明書等の書類を提出していただきます。

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

平成25年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、後日津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成26年4月1日に採用する予定です(平成26年4月1日に勤務できないときは、採用されない場合があります。)

(2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与

(1) 初任給

学歴	初任給
大学卒	172,800円
短期大学・専修学校（専門課程）卒	156,000円

(注) 新卒者等に係る平成25年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定額等によります。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

10 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。

(2) 勤務場所

幼稚園、保育園等で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（日曜日・土曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇及び介護休暇があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

公立学校共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

(6) 人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する園等を申告する自己希望調書を毎年12月に提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

「新規採用職員研修Ⅰ・Ⅱ」等の階層別研修、「民法基礎・演習研修」、「行政法基礎・演習研修」等の専門研修など様々な研修を実施しています。

1.1 その他

(1) 併願について

津市が別日程で実施する職員（保育士等）の採用試験との併願が可能です。

(2) 問い合わせ

この試験の詳細については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

◎ 日本国籍を有しない人が津市幼稚園教諭採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、幼稚園教諭への採用を行います。

日本国籍を有しない人は、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事（課長級）、担当参事（部次長級）及び担当理事（部長級）が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。